

○内閣府
国土交通省 令第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第四十一条第五項及び第四十一条の二第六項並びに宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第四条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の賃借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の賃借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条第一項の規定の適用を受けるものを設定しようとするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは高齡者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十二条第一項の規定の適用を受けるものをしようとするときは、その旨
十〇十三 (略)

(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)
第十六条の七 (略)

(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)
第十六条の八 (略)

改正前

(法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の賃借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の賃借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条の規定の適用を受けるものを設定しようとするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは高齡者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第十二条の規定の適用を受けるものをしようとするときは、その旨
十〇十三 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)
第十六条の七 (略)

第十六条の八 (略)

(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)
第十六条の九 (略)

(法第四十一条の二第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)
第十六条の十 (略)

(削る)

(法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為)
第十六条の十一 (略)

第十六条の九 (略)

第十六条の十 (略)

第十六条の十一 (略)

(法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為)
第十六条の十二 (略)

附 則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十七条及び第四十四条の規定に限る。）の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。